

太宰の足跡が残る

小説「津軽」の旅

西海岸深浦コース

出発日 2016年10月21日(金)

■ 旅行代金:8,500円(税込)

※バス代、食事代、ガイド料、入館料が含まれます。

■ 募集人員:40名(最少催行人員25名)

■ お 食 事:昼食1回

■ 締 切 日:2016年10月11日(火)

■ 添 乗 員:同行します。

深浦町観光ガイド風まち湊案内人 深浦町観光協会事務局長の飯島正和さんが深浦町をご案内します。

行 程 (集合/各出発時間の10分前)

青森駅前8:00発====新青森駅前8:15発==== 五所川原

【太宰治「思ひ出」の蔵】====千疊敷====アオーネ白神十二湖

【海彦山彦定食】====十二湖・青池散策====円覚寺====

太宰の宿・ふかうら文学館【旧秋田屋旅館】====新青森駅18:15頃着

====青森駅18:30頃着



太宰治「思ひ出」の蔵



十二湖・青池



春光山 円覚寺



太宰の宿・ふかうら文学館
【旧秋田屋旅館】

津軽半島コース

出発日 2016年10月23日(日)

■ 旅行代金:8,500円(税込)

※バス代、食事代、ガイド料、入館料が含まれます。

■ 募集人員:40名(最少催行人員25名)

■ お 食 事:昼食1回

■ 締 切 日:2016年10月11日(火)

■ 添 乗 員:同行します。

県民参加型演劇・太宰治生誕100年記念公演「津軽」に子守のタケ役で出演した対馬てみさんと外ヶ浜太宰会の石田悟さんがご案内します。

行 程 (集合/各出発時間の10分前)

青森駅前8:00発====新青森駅前発8:15====外ヶ浜中央公民館

【外ヶ浜太宰資料館】====蟹田【観瀾山】====今別町【本覚寺】

====【旧奥谷旅館】====ホテル竜飛【昼食】====龍泊ライン====

====小説「津軽」の像記念館====【斜陽館】====【旧津島家新座敷】

====新青森駅18:15頃着====青森駅18:30頃着



龍飛岬観光案内所【旧奥谷旅館】



龍飛岬



小説「津軽」の像記念館



太宰治記念館【斜陽館】

※写真は全てイメージです。現地の事情等でコース、時間が多少変更になる場合があります。行程内の====は貸切バスとなります。

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し致しますので事前に確認の上、お申込みください

(受託販売)

また旅くらぶ

〒030-0823 青森県青森市橋本3-2-6

TEL017-752-6705 FAX017-752-6704

青森県知事登録旅行業地域-6号

国内旅行業務取扱管理者:高木まゆみ

営業時間10:00～16:00(土日祝休業)

(旅行企画・実施)

東奥日報旅行センター

〒030-0801 青森県青森市新町1丁目7-1 中三本店8階

TEL017-773-7777 FAX017-773-3606

観光庁長官登録第1643号 (一社)全国旅行業協会会員

(一社)日本旅行業協会協力会員 総合旅行業務取扱管理者:熊谷直樹

営業時間10:00～18:00(土日祝休業)

東 奥 旅 行 お 申 し 込 み の ご 案 内

～当パンフレットの旅行は次の条件に基づきます～

1、募集型企画旅行契約

この旅行は㈱東奥日報サービス 東奥日報旅行センター（青森市新町1-7-1 中三本店8階観光庁長官大臣登録旅行業第1941号。以下「当社」という）が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。

2、旅行のお申し込み及び契約成立

- 旅行代金とお申し込み書を添えてお申し込みいただけます。お申込金は、「旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段（以下「電話等」という）による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込金をお納めください。この期間内にお申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は当社が契約の締結を承諾しお申込金を受領したときに成立するものとします。

3、旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。お申込金および旅行代金は、各お申込み先にお納め下さるようお願いいたします。（なお、振込でのお支払いの場合、振込料につきましてはお客様負担となります。ご了承ください。）

4、旅行代金の適用

参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

5、旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミー クラス）、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。航空運賃は包括旅行割引運賃を適用しております。
- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

6、旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災事変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を中止するか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

7、旅行代金の変更

- 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- 第6項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加又は減少するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

8、お客様による旅行契約の解除

- お客様は第10項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付はお申込みされた当社らの営業時間内とします。（営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - 第7項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき
 - 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
 - 当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
 - 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

9、当社による旅行契約の解除及び履行中止

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することができます。
- 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - お客様が病气その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
 - お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
 - 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- 当社は本項（1）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいはお申込金）から違約料を差し引いて払戻いたします。また、本項（2）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいはお申込金）の全額を払戻いたします。

10、取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- 当社の責任とならない各種ローンの取扱以上の事由に基づき、お取り消しになる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。
- お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更についても、お取り消しとみなし、取消料の対象となります。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	2) 20日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあっては10日目) (3～6を除く)	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除 (4～6を除く)	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除 (6を除く)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

11、添乗員等

- 【添乗員同行】表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 【現地係員案内】表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

12、当社の責任及び免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- 手荷物について生じた本項（1）の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。

13、特別補償

当社は前第12項（1）の当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金及び後遺障害補償金及び入院見舞金を、又、手荷物に対する損害につきましては、損害補償金をお支払いいたします。

14、個人情報のお取り扱い

- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供するための手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。*このほか、当社では、①旅行案内のご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲でこれに添う（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただきますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- 当社はお申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対しお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- 当社は、旅行先において、お客様の荷物運送等、DFSギャラリア・沖繩（免税店）でのお買い物等の便宜のため当社の保有するお客様の個人データを運送業者やDFSギャラリア・沖繩に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合はお申し込み時にお申し出ください。
- 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたします。当社にお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明いたします。

15、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2016年9月1日を基準としています。